

天皇機関説事件と関西学院

長岡 徹

はじめに

私の手元に「『各大學ニ於ケル憲法學說調査ニ関スル文書』文部省思想局」（以下、「思想局文書」と略す。）と題された文書綴りのコピーがある。厚紙の表紙に「秘」と「保存」のスタンプ。中表紙には「調査ノ性質上私文書」の記載。一九三五（昭和一〇）年、いわゆる天皇機関説事件が起きた際に文部省が全国の大学の憲法担当教員に対して行った学説改説の強要、つまり思想弾圧の当局者作成にかかる記録文書である。（なお、以下思想局文書を引用するときには旧漢字、旧仮名遣いを用いるが、その他の文献については漢字の字体を現代当用漢字に改めて表記することとする。）

この文書は、二〇〇六年一二月に共同通信社ワシントン特派員が米議会図書館で「発見」した。一六日には加盟各社に配信され、一七日付の各紙に掲載されたので、記憶にある方も多かろう。和文タイプのカーボンコピー、手書きメモ、電報、書簡、封筒などからなり、頁数をつけること

も難しいが、重複や白紙を省いた私のコピーで三七四頁ある。二〇一〇年九月、特別研究期間を利用してワシントンを訪れて入手した。国会図書館の担当者の話では、この文書を実際に見に来た日本人は、共同通信記者に続いて私で二人目だそうだ。

文書の全体を紹介するのは別稿を用意するとして、本稿では、関西学院にかかわる部分を中心に検討する。関西学院は当時、法文学部開設二年目。憲法担当教員は、中島重教授であった。「社会的キリスト教」を主導する憲法・法理学・国家学者、中島重は、文部省が最も注意を要するとした憲法学者三名のうちの筆頭にあげられていた。

一 関西学院と中島重

本論に入る前に、中島重について簡単に紹介しておこう。^②

中島重は一八八八（明治二二）年、高梁市の生まれであり、第六高等学校（岡山市）から東京帝国大学法学部に進学、一九二六（大正五）年九月に卒業し、翌年、同志社大学政治経済学部に赴任した。東京では、後に第八代同志社総長となる海老名弾正が主任牧師を務める本郷教会（現弓町本郷教会）に通い、海老名に「宗教上、思想上一方ならぬ感化を受け、殊に自由主義の精神、個人人格の尊嚴の精神に対して眼を開かれた」という。^③大学では吉野作造から「デモクラシーの精神を基礎としての政治論」の指導を受けた。^①吉野は本郷教会の執事でもあったので、中島は特に親交があったようである。キリスト教主義に基づく良心教育をおこなう同志社に中島を強く推薦したのは、海老名と吉野であった。

同志社時代の中島は、学問的には多元的国家論の本格的な研究を中心にして、多くの業績を発表し、大いに学界の注目を集めていた。彼の最初の論文集『多元的国家論』(一九二二年)は、今日においても日本政治学史上の古典的著作としての地位を占めている。まさに大正デモクラシー期の同志社アカデミズムを支える研究者であった。と同時に、彼は宗教運動家としても著名である。賀川豊彦の同志社での伝道集會に刺激を受けて、中島は一九二五年「雲の柱會」を結成し、これを發展させて二七年には「同志社労働者ミッション」を立ち上げ、この頃より「社会的キリスト教」を提唱し、個人主義的な信仰生活を否定して、社会主義的実践的信仰こそが「イエスの宗教」であると主張し始めている。三一年には「社会的基督教徒関西連盟」、「社会的基督教全国連盟」がいずれも中島の自宅を事務所として結成され、翌三二年から機関誌『社会的基督教』を發行し始めている。

研究面でも宗教活動の面でも同志社のスターの一人であった中島が関西学院に来院するきっかけとなったのは、海老名総長の辞任であった。一九二八年、第八代同志社総長海老名弾正が有終館失火事件を契機に総長を辞任し、追われるようにして同志社を去ったのだが、その際法学部長であった中島は理事会追及の急先鋒となった。しかし、却って二九年五月連合教授會が中島の辞職を決議、中島はついに辞職を余儀なくされた。そして翌三〇年、中島は関西学院に専門部文学部教授として招聘され、着任したのだった。⁶⁾

当時、関西学院は大学昇格をめざして二九年三月に上ヶ原へ移転を完了。三二年三月には大学設立が正式に認可され、四月一日より二年制の大学予科が開設された。法文学部と商経学部の二学部からなる三年制の関西学院大学が発足したのは、三四年四月のことである。初代法文学部長

となるH・F・ウツズウォースの下で法学科設立の準備に奔走したのは、中島と大石兵太郎であった。大石によれば、中島の「来院が法学部門建設の第一着手であった」⁽⁵⁾。中島は、三三年の京大滝川事件による脱退教授の招聘交渉にあたり、田村徳治を行政学の教授として、石本雅男を民法学の助教授として迎えることに成功し、末川博、恒藤恭、宮本英雄にも講師を委嘱して、開学に備えた。また、法学部の学風として今日まで語られている「ソーシャル・アプローチ」「法学の社会学的研究」は、中島、田村両教授を中心とした研究会での検討で練り上げられた考え方のようである。法解釈学よりも社会学的国家学、社会哲学的法理学を専門にする中島の影響が大きかったのではなからうか。

法文学部発足二年目の希望あふれる春に、天皇機関説事件は起こった。

二 天皇機関説事件と文部省訓令

(1) 天皇機関説事件

まず、天皇機関説事件の経過を概観しておこう。⁽⁸⁾ 事件の発端は、一九三五年二月一八日、陸軍中将男爵菊池武雄が、貴族院の本会議の質疑において、同院の議員であった美濃部達吉の憲法学説である天皇機関説を、「緩慢なる謀反」「明かなる反逆」であると非難し、美濃部を「学匪」であるとまで極論したことにある。この攻撃に対し、美濃部は二月二五日、貴族院本会議において一身上の弁明を行い、約一時間にわたって自らの国家法人説および天皇機関説について理路整然と説明し、菊池の非難に反駁した。

当初、この問題が大きな政治問題になるとはだれも考えていなかったようである。岡田啓介首相は、「美濃部博士の著書は、全体を通読しますると国体の觀念において誤りない」が、「用語が穩当でない」と答弁して済まそうとしていた。⁽⁹⁾しかし、国体擁護連合会を中心とする右翼や軍部からの突き上げが激しく、三月二〇日、貴族院において「政教刷新に関する建議」が可決され、三月二三日には衆議院においても「国体明徴決議」が可決された。

(2) 検事局による美濃部の取り調べ

美濃部は二月二七日に、不敬罪で告発された。告発者は衆議院議員江藤源九郎。江藤は三月七日、追告発に及んだ。検事局は、「凡ゆる憲法学説を検討し、殆ど検事局思想部総動員の形で」⁽¹⁰⁾連日検討をつづけ、四月七日、美濃部の出頭を求め、本人を取り調べた。一六時間に及ぶ取調べの結果、不敬罪の点では不起訴が内定したものの、出版法二六条の罪に該当すると検察当局は判断した。前年の一九三四年改正施行された出版法二六条は、皇室の尊嚴を冒瀆し、政体を変改し、国憲を紊乱せんとする文書図画を出版したる時は、著作者、発行者、印刷者を二月以上二年以下の輕禁固に処し二〇円以上二〇〇円以下の罰金を付加す、と規定する。美濃部学説中の天皇機関説および詔勅批判を認める点が、安寧秩序を妨害し、皇室を冒瀆するものだというのである。起訴するか、起訴猶予にするかという問題のみが残され、九月一四日に行われた再度の取り調べを経て、公職をすべて辞すという条件で、九月一八日に起訴猶予と決まった。

(3) 文部省訓令

内務省と文部省も動き出した。四月七日の美濃部取り調べの結果をうけて、四月九日、内務省は美濃部の三著（『逐条憲法精義』、『憲法撮要』、『日本憲法の基本主義』）を出版法一九条による「安寧秩序を妨害するものと認め」発禁禁止処分¹に、二著（『現代憲法評論』、『議會政治の検討』）を改版処分（改版により字句の修正を命じた）に付した。この処分を受けて、美濃部は従来から担当していた東京商科大学、早稲田大学、中央大学の講師を辞任した。

文部省は、四月八日に首脳部の会議を開き、国体の本義を一層明徴にすべきことを訓令するとに決し、九日の閣議で報告したうえで、翌一〇日、文部大臣より全国の各地方長官、帝国大学総長、官立大学長、直轄諸学校長、公私立大学専門学校長、高等各校長に対し次のような訓令を發した。

方今内外の情勢を稽うるに、刻下の急務は実に建国の大義に基づき日本精神を作興し国民的教養の完成を期し由て以て国本を不拔に培うに在り。我が尊嚴なる国体の本義を明徴にし、之に基きて教育の刷新と振作とを図り、以て民心の嚮うところを明らかにするは文教において喫緊の要務とする所なり。此の非常の時局に際し、教育及び學術に關与する者は真にその責任の重かつ大なるを自覚し、叙上の趣旨を体し、苟も国体の本義に疑義を生ぜしむるが如き言説は嚴に之を戒め、常に其の精華の發揚を念とし、之に由て自己の研鑽に努め、子弟の教養に励み、以て其の任務を達成せむことを期すべし。¹

一読では意味不明の訓令であるが、この訓令の持つ意味は大きかった。京都帝国大学法学部では、一九三三年の滝川事件で佐々木惣一が去った後憲法を担当していたのは、美濃部学説を継承する渡辺宗太郎であったが、渡辺は憲法の担当を外され、行政法担当とされた。京大法学部教授

会は憲法担当講師には機関説を取らない東北帝国大学の佐藤丑次郎を充てる人事を行ったが、佐藤は文官高等試験委員に就任することとなったこともあって、京大への出講は取りやめとなり、結局、政治学担当であった黒田覚が後期から憲法を担当することとなった。神戸商業大学では、佐々木惣一の憲法講義が休校となった。九州帝国大学法文学部でも今後一切「機関」なる文字を使用しないこととした。そして、文部省は訓令の実施方策として、すべての大学の憲法担当教員の学説調査を始めたのである。

三 文部省思想局による憲法学説調査

(1) 学説調査の開始

思想局文書の中で作成日の判断できるもののうち最も早期のものは、京都帝大学生課学生主事補山本俊雄から文部省思想局思想課松下寛一に宛てた四月二七日付の書簡である。松下が山本に電話し、京大渡辺宗太郎、関西学院大中島重、関西大吉田一枝、立命館大磯崎辰五郎の憲法教科書ないし講義プリントの収集を依頼した件に対する最初の返信である。以後、五月九日付まで計四通。京大の渡辺のプリントは三三年度のものでは完全なものではなかったので、三三年度ものを学生から借りて送りなおしている。中島重については、彼の著書『日本憲法論』は出版社の更生閣に在庫がなく、古本屋で探して送付すると四月二七日書簡では連絡しているが、結局見つからなかったようで、五月二日の書簡では、中島の『日本憲法論』は四、五年前まではたくさん出回っていたが、先生が関西大学に移ってから、本も大阪に流れたらしく、同志社近辺の本屋でも見つ

からなかった、もし見つけたら送りたい、と書き送っている。

思想局は、憲法学者の著作のみならず、講義プリントや学生のノートを取り寄せて憲法講義の実際を調査する、および、天皇機関説と詔勅批判の点について改説を確認するという、局長の示した方針のもとに調査を進めている。最初に、大学ごとに憲法、国法学講義担当者の著作等を読み込み、抜書きを作成しながら、次に示す「憲法学説ノ系統分類」という表によりいったん整理を行っている。

(2) 憲法学説の系統分類

◎憲法学説ノ系統分類

一、天皇主體説

佐藤 丑次郎 (東北大学教授)	山崎 又次郎 (慶大教授)
筧 克彦 (東京商大、法大、國大、大東文化學院講師)	清水 澄 (中大講師)
蛭川 新 (駒沢大教授)	井上 孚磨 (臺北帝大教授)
澤田 五郎 (拓大講師、國大講師、東京農大教授)	大谷 美隆 (明大教授)
松本 重敏	稲田 周之助
木下 孫一	穂積 八束
上杉 愼吉	

二、天皇機関説

憲法學說調(第二)所収

(1)唯物的傾向ノ顯著ニ認メラルルモノ

中島 重(關西學院大教授)

田畑 忍(同志社大教授)

(2)民主主義的(急進的)傾向ノ認メラルルモノ

副島 義一

森口 繁治(大阪商大、立命館大、關西大講師)

野村 淳治(東大教授、明大、早大講師)

(3)純粹法學的傾向ノ認メラルルモノ

宮沢 俊義(東大教授) 中野 登美雄(早大教授)

淺井 清(慶大教授)

憲法學說調(第二)所収

渡邊 宗太郎(京大教授) 河村 又介(九大教授)

佐々木 惣一(立命館大教授、大阪商大講師) 金森 徳次郎(明大講師) 休講

竹内 雄(明大教授) 野村 信孝(明大、専修大講師)

藤井 新一(早大教授、日大講師) 中村 進午(立教、日大講師、拓大、上智大教授)

吉田 一枝(關西大教授) 西川 一男(國大教授)

市村 光恵 田上 穰治(東京商大専門部講師)

志田 鉦太郎(立正大教授)

筆者は、この表は文部省思想局が作成したものであるのではないかと考えている。この系統分類表だけ他の用紙とは紙質が異なり、かつ活版印刷にタイプを重ねて作成されている。また、森口繁治について、本表では大阪商大、立命館大、関西大講師と記載されているが、森口は一九三四年度末をもってすべての教職を退いている。⁽¹²⁾ 思想局は四月一〇日付で専門学務局から憲法担当者の報告を受けているようであり、この系統分類表に基づいた検討のメモでは、森口につき本年三月三十一日解職、本年度は学校関係なし、と記載されている。したがって、文部省が憲法学説調査を行った結果としてこの系統分類表を作成したのであれば、森口の学校関係は記載されていないはずである。森口の学校関係についての専門学務局からの報告と系統分類表の相違に関しては、思想局は七月五日各大学に電報で問い合わせ、同日各大学から返信を得ている。

さらに、中島重が「唯物的傾向ノ顕著ニ認メラルルモノ」に分類されている点についても、疑問がある。思想局文書の中で思想局員が作成したとみられる手書きメモでは、田畑忍について「唯物主義的思想」と記述しながら、中島重については「共和政的自由主義思想」と記しているものがある。その時点で思想局は中島重の『日本憲法論（一九二七年発行）を分析しているのであるが、同著では中島はデモクラシーや自由主義について多く語り、顕著な唯物的傾向を見出すことは確かに難しい。それに対し、一九三三年出版の『社会哲学的法理学』では、自ら「社会の進化及び社会問題の観方等に就ては、マルキシズムに負ふ所が大」⁽¹³⁾ というように、「唯物的傾向ノ顕著ニ認メラルルモノ」と評されるのもわからないではない。系統分類表は『社会哲学的法理学』も分析したうえで作成されたのではないか。

では、系統分類表はどこで作成されたものか。ここからは推測の域を出ないが、検事局思想部

で三月以来集中的に行われていた憲法学説調査の結果作られたものなのか、あるいは出版法を所管する内務省で作られたものなのか。そうだとすると、司法当局による評価判断と齟齬をきたすことのないよう配慮したものであるのが、国家が一体となって学説の変更を迫る姿が浮かび上がってくる。

この系統分類表は以後の文部省の対処方針に大きな影響を与えている。表に基づいて行われた検討メモでは、「憲法学説調（第二）所収」の八名のうち、学校関係のない副島と森口、東京帝国内大学以外では憲法の講義を行っていない宮沢を除く五名について、それぞれの私立大学での「憲法講義ヲ止メシムルコト」というコメントが付されている。また、「唯物的傾向ノ顕著ニ認メラルモノ」とされた中島重と田畑忍、「民主主義的（急進的）傾向ノ認メラルモノ」とされた野村淳治は、最後まで要注意扱いを受けることになる。

（3）対処方針案

系統分類表に基づく検討の結果、次のような文書が作成された。

一、速急ノ處置ヲ要スト認ムルモノ

1 著書又ハ講義ノ内容ノ絶版、改訂ヲ要求シ受諾セザル場合ハ著書ノ禁止ヲ考慮セラルベキコト

2 憲法講義ヲ擔任セシメザルコト

中 島 重（関西學院大） 著書絶版

田畑 忍 (同志社大)

森口 繁 治 (學校關係ナシ)

野村 淳 治 (早大、明大) 東大ニテ国法学、行政法擔任

宮沢 俊 義 (東大) 講義案、プリント改訂セル由

浅井 清 (慶大) 憲法學概論、日本憲法講話絶版

中野 登美雄 (早大)

副島 義 一 (學校關係ナシ)

二、嚴重ナル注意ヲ與フルヲ要スト認ムルモノ

1 著書並ニ講義ノ内容ノ絶版、改訂ヲ要求スルコト

2 右ヲ受諾セザル場合ハ憲法講義ヲ止メシメ又ハ休講セシムルコト

佐々木 惣 一 (立命館大)

野村 信 孝 (明大、早大) 著書改訂

竹内 雄 (明大)

藤井 新一 (早大、日大) 比較憲法擔任

渡邊 宗太郎 (京大) 憲法講義ヲ免ゼラレ行政法擔任

河村 又 介 (九大) 改説ノ真相調査

吉田 一 枝 (關西大)

中村 進 午 (立大、日大、拓大、上智大)

三、左ノ點ニ付注意ヲ與フルヲ要スト認ムルモノ

1 機關ナル語ヲ使用セシメヌコト

2 不穩當ナル箇所ヲ改メシメ將來ヲ誓約セシムルコト

西川 一 男 (國大)

志 田 鉦太郎 (立正大)

田 上 穰 治 (東京商大専門部)

この文書は、文部省の用紙にタイプされたもので、思想局文書には三部綴じられており、うち二部に書き込みがある。系統分類表中、「憲法学説調(第二)所収」の者は、「速急ノ處置ヲ要スト認ムルモノ」とされ、著書、講義内容の絶版、改定を要求し、受諾しない場合は著書発禁を考慮する、かつ、憲法講義は担当させない、という極めて厳しい措置が提案されている。「憲法学説調(第二)所収」の一三名のうち、二名はすでに講義を担当しておらず、残りの一名中八名が「嚴重ナル注意ヲ與フルヲ要スト認ムルモノ」とされ、著書、講義内容の絶版、改定を要求し、受諾しない場合は憲法の講義をやめさせる、という内容である。

書き込みによれば、七月九日にこの案に沿って検討されたようであるが、この案には文部省の権限を越えるところもあり、また、この案がそのまま実施されると関学、同志社だけでなく、東大、早稲田でも憲法が休講となりかねない。また、この時点で改説する者が相次いでおり、結局、「注意ヲ要スルモノ」「調査ヲ要スルモノ」「改訂済ミノモノ」に再整理することとなった。「注意ヲ要スルモノ」には、野村淳治、中島重、田畑忍、「調査ヲ要スルモノ」には宮沢俊義、渡辺宗太郎、

河村又介、佐々木惣一、中村進午、竹内雄、藤井新一、「改訂済ミノモノ」は浅井清、中野登英雄、野村信孝、吉田一枝。

文部省による憲法學說調査の目的は、天皇機関説を講じさせないことだけでなく、天皇が統治権の主体であるという天皇主体説を講じさせることにある。文部省訓令、右翼や軍部による機関説排撃運動に加え、文部省思想局による調査の対象になっているというだけで、機関説について口を閉ざすもの、改説するものが相次いでいる状況にある。思想的に「唯物的傾向」が顕著である者、および「急進的傾向」が認められる者三名については、特に注意を加えて転向を強要し、他の者については調査を継続することで隠然と改説の実を確保しようとしたのである。

四 文部省による転向の要求

前記方針に基づいて、関西学院と同志社が文部省に呼び出されたのは八月九日、早稲田は八月一七日に呼び出された。八月三日の第一次国体明徴声明の直後のことであつた。文部省専門学務局長赤間とのやりとりが、記録されている。

昭和十年八月十日

憲法學說ニ關スル件 (中 島 重ノ分)

本月九日午前九時二十分ヨリ一時間二亘リ關西學院大學神崎驥一氏ヨリ中島重教授ノ標記ノ件ニ關シ聴取シタル事項左ノ如シ

一、中島教授ハ法文學部及商經學部ノ憲法講義ヲ擔當ス

一、本年四月上旬頃神戸地方裁判所檢事ヨリ、ベーツ學長宛書面ニテ中島教授ハ機關說ナリヤ否ヤノ照會アリ乃チ學長ハ同氏ニ付之ヲ糺シタルニ機關說ヲ奉ズト明言シ、其ノ旨檢事ニ回答セラルルモ苦シカラズ、寧ロカクテ學說ニ殉ズルハ本懐ナリトノコトナリキ、サレバ大學ニ於テモ數次協議シテ其ノ進退ニ付考究ヲ為シタルガ、何レ文部省ヨリモ何分ノ指示アルベシトテ待機シ居タリト

一、其ノ後（四月下旬カ五月上旬頃）同教授ヨリ、ウツオース法文學部長ニ申出タル處ニ據レバ、同教授ハ高橋貞三氏（中島教授ノ門ニ學ビ、関西學院大學ノ學部及専門部ノ講師タリ）ト協議ノ上、爾今機關說ハ講義セザルコトニ致シタリトノコトナリ、其ノ意味ハ自ラ改說又ハ扞說シタルニハ非ザレドモ、自省シテ機關說ハ之ヲ說カズトノ謂ナルベシト、依テ新學年ノ講義ニハ最早機關說ハ介在セザル筈ナリト

一、本年四月前後、檢事局ニ於テ中島教授ノ講義案ヲ押収シタル趣ナルニ依リ、若シ不審ノ廉アラバ、其ノ點ニ於テ司法權ノ發動モアルベキカト考ヘオリシモ、今ニ其ノ事ナク從テ大學トシテモ別段ノ措置ニハ出ザリシト

右ニ對シ専門學務局長ハ特ニ二次ノ注意ヲ為シタリ

一、中島教授ガ講義ニ於テ機關說ヲ說カザル旨言明シタリトイフハ、結構ナレドモ同氏ノ根本思想ハ大イニ注意ヲ要スルモノアリ、從テ其ノ思想ノ派生スル處隨所ニ問題ハ存スルニ依リ、偶々機關說ハ說カズトスルモ、其ノ根本ヲ改メザルニ於テハ無意味ナルノミナラズ、又機關ノ語句ヲ避ケ其ノ他誤解ヲ招クガ如キ説明ハ之ヲ為サズトイフモ、果シテ如何

ナル講義ヲ為シ居ルヤ、大學ニ於テ篤ト實查相成度

一、殊ニ其ノ著書ニ對シ發賣禁止等ノ處分アルニ於テハ、學者トシテハ其ノ内容ヲ講義スベキ地位ヨリ退クヲ以テ必然ノ結果トセザルカ、何分ノ回報ヲ待ツ

神崎氏ハ右ノ注意ヲ了承シ、九月早々學内ニ於テ調査及協議ヲナシ、幾分ニテモ危險アラバ其ノ模様ニ依リ、其ノ擔任ヲ憲法以外ニ變更スルカ若ハ退職セシムルカニ途其ノ一ヲ執ルベシトテ退去セリ

この時、神崎は商経学部長であつた。他大学に比しきわめて率直に大学の内情を説明している。特に中島が「機關説ヲ奉ズト明言シ：カクテ學説ニ殉ズルハ本懐ナリ」と述べたことなど、何のために文部省に伝えているのか、理解しがたいところがある。また、中島が機關説を講義しないことにしたのも「自ら改説又ハ枉説シタルニハ非ザレドモ、自省シテ機關説ハ之ヲ説カズトノ謂ナルベシ」などと述べているのも、あまりにも無警戒といえよう。

文部省の対応は厳しかった。中島の「根本思想」の転向を要求し、さもなくば憲法の担当はずすか、退職させよと迫つたのである。文部省が問題にする中島の「根本思想」とはなにか。『日本憲法論』の「序」から、この本の「根本思想」を表していると思われるところを引用してみよう。

ただ、一つ私の強く信ずる所があります。神権的憲法論は明治時代と共に終るべきだといふこと(1)です。そして新時代には新解釈が出なければならぬといふことです。

私の思うのに天皇機関説は今日ではもう問題はなく当然を通り越した程当然のことですが此には一つまだ欠けたものがあります。それは説そのものが欠けて居るのでなく此説の

配偶者がまだないということです。配偶者とは天皇機関説の精神に相当する国民道徳論のことです。天皇機関説が思想的に当然過ぎるほど当然であっても、それは法律的方面のことです。国民の道徳論に之に相当するものが無くては此は眞に活きては来ません。此の意味に於て私は国民道徳論の改造の急務を感じて此方面にも注意と努力を払って来ましたが、就中従来軍隊精神や官吏精神の如きは根本より改造を要することと思つています。斯くて機関説の精神が国民道徳と国民政治の上に徹底して初めてデモクラチックなる新君主國としての日本が出来、政党内閣制に依る国民自治も出来るのだと思ひます。此道を通つてのみ産業民主主義も又可能なのだと思ふのです。私は此書物を以て固より憲法の新解釈などと僭称するものではありませんが、以上の所信に基き神権思想を排するに於ては最も務めた積りです。⁽¹⁵⁾

大正デモクラシーの精神と中島の熱情が伝わつてくる文章である。もう一文、当時の中島の思想が顕著に表れていると思われ文章を引用しよう。

デモクラシーという言葉は、今日も政体の名称として共和政体の意味に用ひられて居るが、此外に更に広い意味に用ひられて、すべて人類の社会生活に於ける根本原理を示す所の精神理想を指していふ言葉となつて居るものなるを知らねばならぬのである。デモクラシーなる語は、今日は共和国は固よりのこと君主國にも共通し、更に国家以外の社会たる国際社会にも、産業社会にも適用せられるものとなつて居るのである。

日本は明治の神権主義時代を通過し、大正の転向機を経て、昭和の新時代に入り、今や国民自治の理想の実現の首途に在る。民主的君主國に対する従来の評価を改めねばならぬ時

である。⁽¹⁶⁾

要するに中島は、「個人人格の尊嚴の精神」⁽¹⁷⁾に基づくデモクラシーを根本原理とする民主的君主国たる日本を展望して、この書を著しているのである。彼は、「萬邦無比ナル我が國體ノ本義」(八月三日政府による第一次国体明徴声明)つまり「天孫降臨ノ際下シ賜ヘル 御神勅ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、萬世一系ノ 天皇國ヲ統治シ給ヒ、寶祚ノ隆ハ天地ト興ニ窮ナシ」という神権思想を徹底して排し、大日本帝國憲法を、可能な限り、自由と民主主義の精神によって解釈しようとしたのである。文部省思想局は、中島のそのような「根本思想」の転向を要求したのである。

五 第二次国体明徴声明を受けて

(一) 機関説問題は、八月三日に発表された政府の国体明徴声明によっても沈静化することはできなかつた。九月一四日には美濃部が検事の取り調べを再度受け、貴族院議員を辞することを条件に、九月一八日、起訴猶予処分と決まったことは先にも触れた。これによって、検察当局は、天皇機関説が出版法二七条の安寧秩序を妨害し、犯罪を構成するとの解釈を確定させた。以後天皇機関説を著書で説くことは、法律によって禁じられたことになる。さらに、圧力を強める軍部は、九月二五日に開かれた国体明徴に関する重大閣議で、陸海共同の三カ条の要求を示し、「機関説絶滅の処置」の継続と、これまで行ってきたことの公表を政府に迫った。九月二七日、一〇月一日の閣議を経て、政府は「国体明徴のため執りたる処置概要」⁽¹⁸⁾を公表。さらに、一〇月一五日には、国体明徴に関し再度の声明を余儀なくされた(第二次国体明徴声明)。第二次声明は、次の

ように天皇機関説が国体の本義に反することを明言し、その芟除を公言した。

抑々我國ニ於ケル統治權ノ主體ガ 天皇ニマシマスコトハ我國體ノ本義ニシテ帝國臣民ノ不動ノ信念ナリ：然ルニ漫リニ外國ノ事例學說ヲ援イテ我國體ニ擬シ統治權ノ主體ハ 天皇ニマシマセスシテ國家ナリトシ 天皇ハ國家ノ機關ナリトナスカ如キ所謂天皇機関説ハ神聖ナル我國體ニ戻リ其本義ヲ愆ルノ甚シキモノニシテ嚴ニ之ヲ芟除セサルヘカラス：

(2) さて、関西学院は中島の処遇について九月早々には調査、協議し、文部省に報告しなければならなかった。九月の協議や報告については資料がなく不明であるが、ご遺族から寄贈され学院に残されているC・J・L・ベーツ学長の日記、一〇月一三日の項に次の一説がある。

昨日(一〇月二日のこと：筆者)文部省へ行つた。赤間氏(専門学務局長である：筆者)と会い、中島教授と憲法の講義の問題について十分に話し合つた。赤間氏が言うには、「機関説」を教えないというだけではもはや十分でなく、憲法の講義では「主権の主体は天皇である」ことを教えないといけない、ということであつた。

文部省の強硬な意向を受けて、中島はついに改説した。思想局文書は次のように書き記している。

◎関西学院大教授、中島 重
ベーツ学長ニ対シ

「国体明徴ニ関スル政府ノ第二次声明発表後ハ自分モ觀念シマシタ。今後ノコトハ決シテ御

心配ニハ及ビマセヌ」

旨ヲ申出デ、同学監ニ於ハ最近來省シ専門局長宛右ノ趣報告セリ。

(十月二十八日思想局長ヨリ指示)

一〇月二五日から二七日にかけて、関西大学主催私大学生主事会議が開催された。出席した近藤督学官は、関西大学の吉田一枝、佐々木惣一について関大大学長より得た情報を思想局にもたらしている。関西学院に対しては文部省係官であろう北浦某が接触したようであり、北浦は、中島の本年度憲法講義要綱を提出するように要求した。中島直筆の便箋六枚の講義要綱は、一一月一三日付で、改説の証として、学校当局より送付された。ほとんど目次だけの要綱の中に、次の三行が書き記され、思想局の担当官は赤線を引いた上に、丸印を付している。

天皇は統治権の主体である(昭和十年十月十五日政府声明)

法理上、天皇と国家は同一である。法理上、天皇は国家にして国家は

天皇に於いて具体的表現を得る。

さらに、本要綱をうけての会話であろう、中島の改説を確認するかな次のメモもみられる。

(一一月一六日思想局長より)

関西学院大

中島重

最近学長ニ対シ「今後ハ政府ノ声明ノ通り統治権ノ主体ハ天皇タル建前ニテ講義スベシ御心配ハ入りマセヌ」旨申出デアリ

思想局文書においてこの日付以降に中島重が登場するのは、「憲法関係著書ニシテ発禁、改訂、絶版トナリタルモノ」という一覽表¹⁹⁾のみである。この表は内務省が調査したものを一月三〇日に思想局が入手したものである。中島の『日本憲法論』は絶版となっている。

(3) 中島に対する追及はこの後も続いていた。学院には、中島重の手になる二五頁ものの「昭和十一年度憲法講義要綱及び要旨」および一八頁ものの「憲法第一條乃至第四條に関する詳細(報告の為に特に執筆したるものにして講義案の一部には非ず)」が残されている。この文書は、翌一九三六年四月二七日付で文部次官が関西学院大学長に、「本年度の憲法担任教授の講義の要項及び其要旨、特に憲法第一條乃至第四條については詳細に其内容を」至急報告するよう要求した²⁰⁾のに対し、六月一八日付ベーツ学長名で文部次官に送付した文書である。中島のこの文書は思想局文書には残されていないが、中島と同じく口頭注意の対象とされた野村淳治については、「國法学』第一分冊(昭和十一年度東大講義プリント)」が、文部省用紙に筆写されて、思想局文書に綴じられている。中島の「詳細」は、次のように語っている。

日本国家の統治者は、天孫降臨、神武創業の古より定まったことであつて、…憲法は此歴

史的事実を基本として制定せられた：

（政府の第二次国体明徴声明を以て、憲法四条の）解釈は最早や学説の論議に委せられたる問題に非ずして、政府の公権的解釈に依りて一定せられしものと考えなければならぬこととなつた。即ち我国に於ける憲法上の天皇の地位は統治権の主体たることに定まつて居るのであつて、其他の解釈を容るる余地は無いのである。

天皇は法人たる国家であり、法人たる国家は天皇に於て具体的表現を得るといふ意味に於て、法律上両者は、同一人格者たるものと考えねばならぬ。

即ち統治権の主体は法人たる国家であると同時に、天皇にまします、天皇にましますと同時に法人たる国家であるというのである。

国家権力が学説の公定に乗り出してきたことに対する皮肉ないしあきらめ、否それらを越えた絶望を感じさせる言葉づかいであるが、中島は科学学説としての国家法人説を維持しながら政府の要求にこたえて天皇 \parallel 統治権の主体説をとるために、天皇 \parallel 国家という理解を示したのである。この場合、法人としての国家の意思は国家の諸機関が形成することになるので、天皇親政を前提とする天皇主体説に比し、専制的要素は薄くなつていふと評価することはできよう。しかし、天皇が統治者であると説くに、天孫降臨伝説にまで言及し、中島が排するべく努めてきたはずの神権思想を受け入れてしまった。多元的国家論者である中島にとって国家は、その背後にある全体社会（民族）の共同目的を実現するための職能団体であるが、天孫降臨伝説に基づく神権的国体観念を受け入れるということは、天皇は職能団体である国家を自ら表現する主体であるにとどまらず、日本民族という全体社会をも統治する主体であると観念する余地が生まれてくるのではな

かろうか。

本来自由主義的な多元的国家論者であった中島が、その晩年には全体主義と東亜共同体実現の陰を負うことになるのだが、ここでの屈折が、抵抗の軸を失わせたのではなからうか。

六 その後の中島の学説

(1) 天皇機関説事件以後、中島の理論と思想にはどのような変化があったのか。彼の晩年一〇年間の理論活動を追ってみよう。

一九四一年の著作『国家原論』⁽²¹⁾は、彼自身が「漸く私自身の学説なるものが、略々その輪郭に於て成立し得るに至つた」という書物である。この書で中島は、基礎社会としての共同社会と国家とを区別し、国家を他の団体同様に職能団体とみる多元的国家論の視角を維持しながらも、「公権力の重要性和その根本性を認め、それが国家以上の全体社会に根ざすものであつて、強制社会化の機能を以て、国家組織を実現して、職能活動を行はしむるものなるの認識」を得ることによつて、「職能団体説の自由主義的局限性を破つて、独裁主義の下に於ける国家をも説明し得るに至つた」⁽²²⁾と自賛している。しかしながら、こうした晩年の中島の国家理論に対しては、中島の門下生で、中島の葬儀に当たり門下生を代表して弔辞を読んだ田畑忍は、「中島博士の当時に於ける国家思想には、日本・ドイツ・イタリー等数国家の国家全体主義的極端民族主義的現象にとらわれて、絶対主義的国家に対峙する多元的国家論の批判面を却つて忘失してしまふ結果に陥つてゐる観がある」と鋭く批判している。田畑の批判を傍証するものとして、中島が日本国家の特色に

ついで語つてゐるところを引用しよう。

日本国家には重大なる特色がある。日本国家に於いては、建国の始めより万世一系の皇室がましまし、天皇の御稜威と御仁慈とに依り統治せられて居るといふ特色がある。即ち基礎社会たる民族の中心に、皇室があり、皇室の首長にまします天皇と、国家の元首にまします天皇とは区別すべからざる同一の天皇である。故に日本国家は、之を科学的要請から職能的共同団体と認識すべきであるが、日本国家は天皇統治の下に、皇室を中心とする全体社会の為に、職能活動を為す所の職能的共同団体であると認識すべきであると信ずるものである。⁽²⁴⁾

そして、次の一文を以て中島はこの書を終えている。

今や第二次世界大戦（一九三九―）のさ中にあり、人類の歴史は大転換期に逢遭して居ると言はれて居る。我国又「東亜共同体」乃至は「東亜共栄圏」を実現せんとして既に聖戦第五年目に及んでゐる（昭和一二年に始まり昭和一六年現在に至る）。我日本民族が実現したる東亜の民族国家を中心として、東洋全体が一体に纏まることが出来、日本人が今までに到達したる文化水準を出発点として、東洋の新文化を創造することが出来、以て世界社会の実現と人類新時代の文化創造とに貢献することが出来るならば、我等日本国民の世界歴史上に於て演ずる役割は正に無比なるものであるといつても過言ではないと思ふのである。⁽²⁵⁾

時代的制約があるとは言え、全体主義的民族主義的な色彩が濃く、東亜共栄圏構想にも理論的支持を与えようとしているようである。日本全体社会が民族の枠を超えて発展し、日本全体社会を代表する日本国家が東亜全体社会の結合と連帯を生み出すという理論展望のもとに、上述のよ

うに語っているのである。本稿では先に、一九二七年に出版された『日本憲法論』を検討した。そこに見られた自由主義、民主主義の精神の称揚が、晩年には、全体主義、民族主義、独裁主義に道を譲っている。この変化は、どのようにしてなされたのか。彼の理論上の転回を次の二点から概観しよう。第一に社会本位的人間観の採用であり、第二に全体社会にすでに公権力が存在するという共同社会観、この二つの中島独自の理論である。

(2) まず、中島の社会本位的人間観についてみてみよう。国家および共同社会と個人の人格の完成との関係についての彼の記述は、

ア、個人の人格の完成のための手段としての国家

イ、国家の目的として、共同社会の発展と人格の完成を並立的に、相補的に捉える

ウ、共同社会への奉仕により人格の完成を見る

と変化してゆく。中島は最初の論文「国家本質に関する二大思潮の対立」(一九二〇年)においては、国家の存在意義について次のように述べていた。

個人が基本社会を形りて其人格を完うするため即ち至高善の理想を実現するための手段として国家は存在するものなり⁽²⁶⁾

つまり、個人の人格の完成が国家の存在意義であり、ただその個人が単なる個人主義的個人ではなく、社会を形成し道徳的向上の目的を有する社会的人格者としての個人だというのである。個人が価値の源泉である点では、個人主義と位置付けてもよいように思われる。

しかし、昭和に入ると中島は、国家の目的は、全体社会の発達であり、これを構成する個々人

の人格完成である⁽²⁷⁾、というようになる。つまり、

個人の本性が社会性に在り、その真我が社会我にあることはいまさら繰り返すまでもない。全体社会の究極目的とする所は個人の目的であるはずである。個人の真目的は全体社会の発達を外にして無い。ゆえに全体社会を構成するすべての個人をしてその本性たる社会性を發揮せしめ、その真我たる社会我を実現せしめること、換言すれば全体社会を構成するすべての人をして人格を完成せしむることは、全体社会の発達そのものに外ならぬ。一言にして言えば全体社会の発達ということは、これを個人に即して言えば、すべての個人の人格を完成せしむることを措いて外に無いということになる。斯くて全体社会の発達ということと、これを構成する個人の人格の完成ということは、發展的動向に見るならば、相即相入する同一事実の両面と言つて差しさえないのである⁽²⁸⁾。

ここでは、共同社会の発展と個人の人格の完成が並列して相補的にとらえられている。こうした個人観の変化の背景には、「社会的キリスト教」という宗教的信念の確立が深くかかわっている。『同志社一〇〇年史』の伝えるところによると、一九二五年、賀川豊彦が同志社での伝道集会で、「無神論によらずに無産者大衆を救済するイエス・キリストの道を提示」した。賀川の講演に中島は「深い理論的確信と実践的な示唆とを強く受けた」という。そして、一九二八年の同志社労働ミツション主催の「基督教夏期大学」で、中島は「社会的基督教概論」なる講義を行い、従来のキリスト教の個人主義的な側面を批判して、その信仰を全体社会発展のために機能させ、社会化させようとする立場を鮮明にした。個人主義的（自由資本主義的）信仰生活を否定したのである⁽²⁹⁾。キリスト教の贖罪愛の立場から社会問題に取り組み実践活動に傾倒してゆく中で、中島は個人主義、

自由主義を資本主義のイデオロギーであるとして超克の対象とし、社会本位主義（社会主義）の立場に立つとともに、「結合本位社会観」をもって「非結合思想」たるマルクス主義との差異化を明確にしてゆく。

社会本位、結合本位の思想は、さらに深化してゆく。一九三九年刊行の論文「発展する全体」⁽³⁰⁾は、国家主義的全体主義を批判する論文である。批判の要点は、第一に、国家の発展ではなく、全体社会の発展、民族の発展・完成が目標とされなければならないのであって、国家はそのための手段であるという点。これは、ナチの理論を彷彿とさせるところがないわけではないが、民族という全体社会が民族の枠内で結合と連帯の質を新たにし、加えて、民族の枠を超えて全体社会が地域的に発展することによって新たな結合と連帯を確保することが必要となり、そのために、全体社会の共同目的を実現するための職能団体である国家が全体主義化、独裁主義化しているのだという理解を提示している。

批判の第二点は、個人の人格の完成を抜きに国家の役割を考慮することはできないという点である。もちろん、ここでの個人は、個人主義的個人ではなく社会本位的個人として考えられなければならない。つまり、「個人の人格の真の完成は、社会に奉仕する人格にある」、⁽³¹⁾ しかして「社会とは現在の社会を意味するのみならず未来に発展する社会をも意味する」⁽³²⁾ であり「未来に発展する全体としての社会に奉仕するようなる人格となること⁽³³⁾が、その真の完成である」という。個人の人格の完成を抜きに、社会や国家の役割を考へることはできないという従来の中島の思想が貫かれているが、個人主義的個人は誤謬として退けられ、全体社会（つまり民族）に奉仕する個人が理論的に前提とされている。これでは、全体主義に対抗する理論にはなりえず、むしろ個人

を全体に奉仕させる理論になってしまっているのではなからうか。

ともあれ、論文集『発展する全体』では「国家は皇室の尊栄・全体社会の発達・すべての人の人格完成の為に 天皇統治の下に時代と社会事情とに即応したる機能と機構を持つべきである」といい、全体社会を「構成するすべての人格の社会性を發揮実現せしむる意味に於ての人格完成が、全体社会発達の一面の欠くべからざる原理とならねばならぬ」と、⁽³²⁾国家目的論の中に一定の限定つきでありながら人格の完成が盛り込まれていたのであるが、一九四一年刊行の『国家原論』では、個人の人格の完成への言及は全くなくなっている。むしろ「国家は決して個人生活の為に存在するものではない。全体社会の為に存在する所のものである。」⁽³³⁾と、その時代に特異な民族主義的全体主義を合理化する議論を提供してしまっている。

(3) 全体社会にすでに公権力が存在するという共同社会観は、「強制社会化意力を中心として観たる国家」⁽³⁴⁾（一九三七年）、および『発展する全体』（一九三九年）に収められた「強制社会化意力と中心として観たる政治と法と道徳」（初出は一九三八年の公法雑誌）、「強制社会化意力としての公権力の機能」（書き下ろし）で、説かれるようになった。大要、次のような理論である。

すべての共同社会には権力が存在する。権力とは、非社会的・利己的に行使される社会力の意味である。このうち、構成員の大多数が最後究極の忠誠を捧げている社会である全体社会（現在では民族）の中心にある権力は、他の部分社会の私権力と異なる公権力である。この公権力は「強制力を以て離れ去らんとするものを呼び寄せ、叛き去らんとするものを招き返して、ともに社会を構成せしむる強制意思力」であり、利己的に行使される場合には権

力と呼ぶことができるが、権力の機能化のすすんだ段階では、社会化を強制する社会的合意力、つまり強制社会化意力と観念される。

国家は、全体社会の公権力によって組織された職能団体である。国民的自由主義の段階になって、公権力の機能化は顕著にその程度を進め、機能化した公権力は強制社会化機能となすものとなった。すなわち、強制力をもって国家の組織を実現維持して、職能活動の基礎を提供し、他の一面において社会心理的に、個人の心理に影響することによって、民族的共同社会の糾合作用をなすことである。民族なる全体共同社会の共同の生存利益を、国家の職能として遂行させることが、強制社会化意力の任務となり主たる機能となった。

政治とは、集団が全体社会内において、支配集団として公権力を行使することであり、またその為に公権力を奪取せんとしての闘争行為が政治である。政治は強制社会化意力を行使し、強制力を以て、社会化作用をなす行為となる。国家は、政治の作った法に服して機能するが、政治は常に法の上位にあり、憲法の上位にある。よって、政治は法に服さず、道徳にのみ服する。政治の方が、何れの段階においても法に優位する。

公権力は国家の権力ではなく、民族の中心に存在する権力であり、公権力の行使をめぐる闘争が政治である。政治は、全体社会における現象であり、職能団体たる国家における現象ではない。国家は憲法以下の法によって法治主義的に統制されるが、全体社会の公権力は法治主義的に統制されることなく、道徳にのみ服する、というのである。

中島のいう公権力は、国家を組織する権力、つまり憲法を制定する権力であるから、今日の憲法学概念でいうところの主権ないし憲法制定権力を意味すると理解することもできる。しかし、

憲法制定後も実体として存在し続け、支配勢力が行行使し、政治現象の焦点となる権力である。いわば、主権は常時発動される。国民的自由主義の安定した時期には、公権力は権力性を減退させて機能化し、立憲主義政治が行われるのであるが、一九三〇年代という歴史的大転換機に、公権力は再び主権性を発揮し、自由主義的立憲主義を超克しながら独裁政治を現出させているのだと理解するのである。

多元的国家論者であった中島にとつて、共同社会は人間の非組織的自発的本来社会であったはずである。非組織的社会に公権力の存在を認めることがなぜ可能なのか。公権力という意思力の存在を認めるならば、その意思を表示する何ほどの組織の存在を全体社会の中に認めざるをえないのではないか。結局、立憲主義の及ばない民族の意思という実体の定かでない意思の専制を容認することになるのではないか、等々の疑問が生じる。ではなぜ、中島はこのような独自の理論を展開する必要があったのか。それは、イタリアのファシズム、ドイツのナチズムに現れた民族主義的な全体主義的独裁政治を、従来の多元的国家論Ⅱ国家職能団体説の枠組みでは説明できないからであった。多元的国家論は国家に包摂されない個人の自律領域の存在を前提にし、そのような国家に包摂されることのない個人の社会生活を積極的に評価する。したがって多元的国家論は、本来、全体主義に対抗する国家理論であった。また、国家職能団体説も、国家という団体を他の社会団体と本質的には同等のものともみならずことよつて成り立つはずであった。独裁的全体主義を生み出す公権力の根柢を国家に求めることは、多元的国家論Ⅱ国家職能団体説を維持する限り理論的に不可能であり、中島は、公権力の存在根柢を国家の背後にある全体社会、したがって民族に求めざるを得なかつたのである。

「多元的国家論は、国民的自由主義の段階に於ける国家を、他の普通団体との比較に於いて理解しようとする横の面の観察に偏極して居る嫌いがあるに對して、……此論稿に於て新しく筆者は、強制社会化意力の概念を以て縦の観察をすることに依りて、国家の特色を明にし、国家の本質に関する理解を進め多元的国家論の不十分な点に就ての改善に資し度い」⁽³⁵⁾。

「国家が職能団体である」と規定したのでは「何となく国家の実相に適合しない観」があり、「国家と政府とを混同するものだとの批難を受け易い」。「強制社会化意力なる概念を設定することに於て、今一層従来为国家職能団体説を完全にすることが出来る」。「斯の如き合成意思力が民族のうちに成立して居つて」、「国家の職能は、…社会化を強要する合成意力から発露」する⁽³⁶⁾。

「独裁政治はすべて、基礎社会に現存する連帯以上の連帯を、政治権力で実現せんとする所に現れる。独逸も伊太利も、十九世紀の後半に入りて統一したる民族国家であつて、国民の間の連帯は必ずしも完全だとは言ひ難いものがある。それに加ふるに、既に産業革命の結果の階級対立が現れて居るのであるが故に、結合を完成し社會化を促進せんが為めに政治権力を用ひるとすれば、独裁政治とならざるを得なかつたのであるかと思ふ。」⁽³⁷⁾

イタリア、ドイツに寄せて語っているが、帝国への展開と資本主義の爛熟、自由主義的経験の薄弱さという事情は日本でも同様である。日本全体社会の「発展」が新たな質の結合と連帯をもとめており、自由主義と資本主義を超越するという歴史の大転換期にあたつて、独裁的な公権力行使がなされているのであつて、来たるべき社会の為に必要な過程なのだ。自らに降りかかった憲法學説と國家觀、歴史觀の公定という自由主義國家においては考えられない非合理的な公権力

の行使を、中島はこうして理論的に受け入れていったように思われる。

まとめにかえて

後期中島の思想について批判的に見すぎたかもしれない。中島は、独裁化は轉換期において英米でも避けることのできない現象なのであって、「将来社会の結合連帯が今迄の社会の結合連帯以上の結合連帯となるのであるとしたならば、それに対応してそれを確保実現せんとする強制社会化意力は、ますます、機能的なるものとなるほかない」、「国家が経済的職能を担当するものになるということは、国家をしますますます職能的共同団体化せしめることである」⁽³⁸⁾と展望し、さらに「現在あらわれているイタリー、ドイツ、およびロシア等の權威主義は、一時的現象であつて、中世期主義の一時的復活に過ぎない」⁽³⁹⁾と喝破している。公権力の強化は一時的なものであり、やがて新しい質の結合と連帯の社会が登場し、権力は以前より一層機能化するというのである。軍国主義下、一切の批判の許されない時代状況の中で、精いっぱい抵抗であつたと評すべきかもしれない。

一九四一年太平洋戦争が勃発。戦争は長期化し、激化、拡大して、ついに四三年に学徒出陣をむかえる。文部省は学院に対し「戦時非常措置方策」を要求し、学院は法文学部の定員を八〇名とし、商経学部の募集を停止する等の措置を決定した。教職員の整理、配置轉換が必要とされ、全教職員に辞表の提出が求められた。その結果中島には、「右戦時教育非常措置ニヨリ依願退職ヲ命ズ、但シ昭和十九年四月一日ヨリ向フ八ヶ月間休職トシ本俸ヲ支給シ右満了ノ上退職トス」

との辞令が三月三十一日付けで発せられた。法文学部創立の功労者である中島が退職となった理由は明らかではない。ただ、中島は「戦時中、持病の再発により、(関西)学院の教授を辞して病床に」ついたらと田畑忍が伝えている。⁽⁴⁰⁾終戦後一九四六年一月、同志社大学法学部教授に復帰。しかし、病状の悪化により遂に再び同志社の教壇に立つことなく四六年五月二十九日に逝去した。

自由が抑圧され、人格の尊厳が否定される状況のなかで、中島の学問は民族主義的全体主義の陰を負ってしまった。戦後の新憲法の下でこそ、その陰を精算し、「個人人格の尊厳」と「社会本位的自由主義」の思想と学問を正しく発展させることができたとであろうと思うと、残念でない。

【注】

- (1) 二〇〇六年二月十七日(日)東京新聞一面、京都新聞一面等。なお、思想局文書を用いた先行研究として、駒込武・川村肇・奈須恵子『戦時下学問の統制と動員——日本諸学振興委員会の研究』(東大出版会、二〇一一年)第一部第一章第二節「天皇機関説事件と学問統制」(川村肇執筆)がある。また、思想局文書は、萩野富士夫編『文部省思想統制関係資料集』第八卷(不二出版、二〇〇八年)に、ほぼ全体が収録されている。
- (2) 中島の評伝に関しては、田畑忍「中島重博士の国家論」キリスト教社会問題研究八号一頁(一九六四年)、『同志社百年史』通史編九〇七—一〇頁、一〇六九—七八頁(一九七九年)を参照した。
- (3) 中島重『日本憲法論』(更生閣書店、一九二七年)序六頁。
- (4) 同前。
- (5) 中島重『多元的国家論』(内外出版、一九三二年)。

- (6) 中島をベーツ院長に推挙したのは賀川豊彦であった。大石兵太郎「大学事始」「関西学院六十年史」(一九四九年)二六三頁。
- (7) 大石兵太郎・同前。
- (8) 天皇機関説事件については、宮沢俊義『天皇機関説事件』上・下(有斐閣、一九七〇年)(以下、「宮沢(上)」「宮沢(下)」として引用する。)が最も基本的な書物である。また、長谷川正安『昭和憲法史』(岩波書店、一九六一年)の第一部第二章が天皇機関説事件の分析に当てられており、重要である。事件の経過についての本稿の記述は、両書に依拠している。
- (9) 二月一日貴族院・宮沢(上) 八六頁、二月二七日衆議院・宮沢(上) 一五一頁。
- (10) 宮沢(上) 二三五頁。
- (11) 宮沢(上) 二三四―二三五頁によった。正文は、『思想時報』第三号(一九三五年八月)に掲載されている。
- (12) 森口が三大学を解職された理由は不明である。国立公文書館所蔵の「国体明徴に関する各庁の施設」所収の「憲法の教師を辞任した者」(三五年一〇月八日)は、美濃部と佐々木、森口を挙げ、参考として憲法担当を他の科目担当に変更された者として、京大の渡辺宗太郎、関西大の吉田一枝を挙げている。この文書に依拠して森口は天皇機関説を理由に辞任を余儀なくされたとする文献もある。荻野富士夫『戦前文部省の治安機能』(校倉書房、二〇〇七年)一六八頁。ただし、思想局文書によれば、森口は三五年三月末をもって解職されており、さらに大阪商大発思想局宛昭和一〇年七月五日付け文書は、三五年年度の憲法講座は不開講と昨年末に決定しており、従って森口の解職も嘱託当時からすでに予定されていたことだという。また、佐々木が学長を務める立命館大、また森口の後任として佐々木が憲法を担当することとなった関西大については、大学の側から辞任を求めたとは考えにくい。美濃部が東京商大の講師を辞したのは四月に入ってからで、神戸商大が佐々木の解職を決めたのは四月末であるから、森口の辞職が天皇機関説を理由にしたものだとすると、森口の対応は非常に機敏であったということになる。

森口は東京朝日新聞三五年七月九日付けから「議会と選挙の肅正」につき三回の連載寄稿を始めたが、

- その記事では「現在は法制審議会委員で同志社、立命館大学、大阪商大の各講師」と紹介されている。森口はマスコミの寵児ともいえる存在であったが、彼の辞職はマスコミには知られていなかったようである。
- (13) 中島重『社会哲学的法理学』（岩波書店、一九三三年）序三頁。
 - (14) 中島重『日本憲法論』前掲注（3）、序三四頁。
 - (15) 同前序五頁。
 - (16) 同前緒論一九〇頁。
 - (17) 同前序六頁。
 - (18) 本文は国立公文書館所蔵「国体明徴問題」所収。宮沢（上）三四五―四八頁に収録。
 - (19) 美濃部の三著作が発売禁止、二著作が改訂のほか、一七名三冊の憲法書と講義プリントが絶版となっている。
 - (20) 照思一二号昭和十一年四月二七日付文部次官名の関西学院大学長あて文書。関西学院・学院史編纂室所蔵。宮沢（下）四四五頁に掲載されている新聞報道によると、この調査は全国的に行われたようである。ただ、宮沢自身は「憲法の講義の内容を文部省に提出したという事実は、全然ない。文部省のほうで独自に調査したことは、あるかも知れない。」という。
 - (21) 中島重『国家原論』（三笠書房、一九四一年）一頁。
 - (22) 同前二頁。
 - (23) 田畑忍・前掲注（2）、一二三頁。
 - (24) 中島重『国家原論』前掲注（21）、一四二頁。
 - (25) 同前二四九頁。
 - (26) 中島重「国家本質に関する二大思潮の対立」同『多元的国家論』前掲注（5）所収、六七頁。
 - (27) 中島重『社会哲学的法理学』前掲注（13）、三〇八頁。
 - (28) 同前三一〇頁。

- (29) 『同志社百年史』一〇六九―七一頁。
- (30) 中島重「發展する全体」同『發展する全体』（理想社、一九三九年）所収、一四八頁以下。
- (31) 同前一五六頁。
- (32) 中島重「自由主義と發展する全体」同『發展する全体』前掲注(30)所収、一七一―七二頁（初出は一九三九年）。
- (33) 中島重『国家原論』前掲注(21)、一三〇頁。
- (34) 中島重「強制社会化意力を中心として観たる国家」田村徳治編『佐々木博士還暦記念』国家及法律の理論（有斐閣、一九三八年）二七頁。
- (35) 同前二八頁。
- (36) 同前四〇―四一頁。
- (37) 同前四五頁。
- (38) 中島重「強制社会化意力を中心として観たる政治と法と道德」同『發展する全体』前掲注(30)所収、一四五頁。
- (39) 同前一四六頁。
- (40) 田畑忍・前掲注(2)、二頁。